

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド「まちのプロジェクト基金」参加に関する覚書

_____ (以下「甲」という。)は、認定特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド(以下「乙」という。)が実施する事業指定型寄付助成プログラム「まちのプロジェクト基金」(以下本プログラムという。)に関し、次の通り覚書を締結する。

(寄付者の個人情報の取り扱いについて)

第 1 条 甲は本プログラムに関して取得した個人情報を個人情報保護法に則り、かつ乙が取得時に寄付者と約した条件を逸脱することなく適正に取り扱う。

(本プログラムにおける寄付集めについて)

第 2 条 甲および乙は、本プログラムにおける寄付を集めるに際して、別紙「寄付者の権利宣言 2010(日本ファンドレイジング協会)」に言及されている寄付者の権利を尊重する。

(本覚書の有効期間)

第 3 条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から、本プログラムにおける事業報告書の受理までとする。

(契約の解除)

第 4 条 本プログラム事業および乙の社会的信用を損なう等の問題が発生したとき、また当事者の一方が本覚書規程の義務に反したときは、前条の期間に関わらず、甲または乙はこの覚書を停止あるいは解除することができる。

(反社会的勢力との関係遮断)

第 5 条 甲および乙は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力)との関係を一切遮断することを保証する。

2 甲および乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく本覚書を直ちに解除することができる。

(1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合

(3) 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合

(4) 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせた場合

(5) 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせた場合

(業務の譲渡および委託の禁止)

第 6 条 甲および乙は、本覚書による権利又は地位の全部または一部を譲渡し、若しくは転貸してはならない。また甲は、本プログラムにおける申請事業の全部または大部分を再委託してはならない。

(協議)

第 7 条 本覚書に記載のない事項が生じた場合、または、記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意を以て協議し、解決を図るものとする。

甲乙間に以上のおおりの覚書が締結された証として、本書面 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1 通を保有するものとする。

令和 2 年

甲

乙 北海道札幌市中央区南 8 条西 2 丁目 5-74 市民活動プラザ星園 201
認定特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド
代表理事 樽見弘紀